

## 都道府県知事裁定の恩給受給者の概要

都道府県から俸給を受けていた文官、公立の小・中学校等の教育職員、警察監獄職員等に係る恩給を受ける権利は、都道府県知事が裁定することとされています（沖縄県を除く）。

この都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する第一号法定受託事務とされています。

総務省政策統括官（恩給担当）では、これらの方々の現状を把握する目的で、毎年、各都道府県の御協力を得て調査を実施しています。

令和 4 年度末（令和 5 年 3 月末）における恩給受給者の状況は次のとおりです。

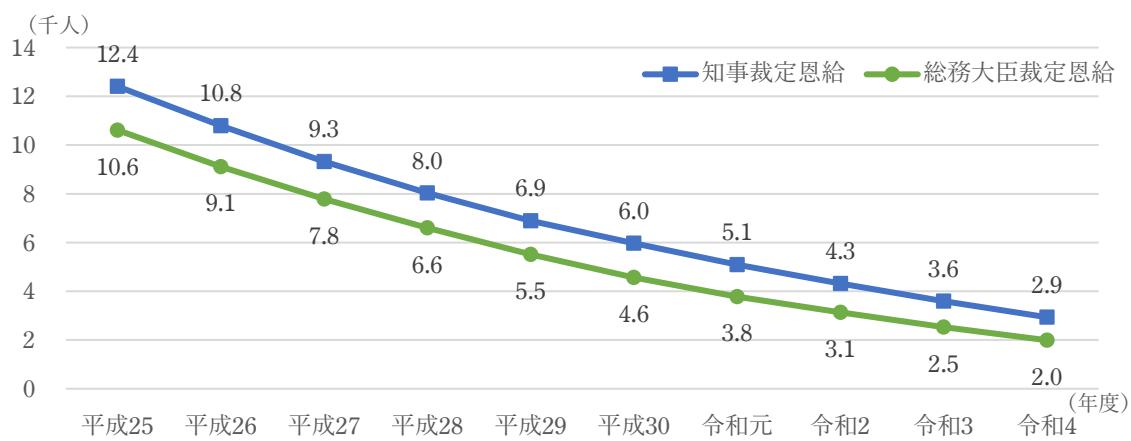
### 1 恩給受給者の現況及び推移（第 1 図参照）

令和 4 年度末の都道府県知事裁定の恩給（以下「知事裁定恩給」という。）の受給者数は 2,934 人となっており、令和 3 年度末に比べて 665 人（率にして 18.5%）減少しています。

一方、総務大臣裁定の一般文官恩給（以下「総務大臣裁定恩給」という。）の受給者数は、1,991 人となっています。また、知事裁定恩給と総務大臣裁定恩給について、平成 25 年度末以降の受給者数の推移をみると、両恩給とも減少傾向を示しています。

※ 一般文官とは、文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員のことを行います。

第 1 図 知事裁定恩給及び総務大臣裁定恩給(一般文官)の受給者数

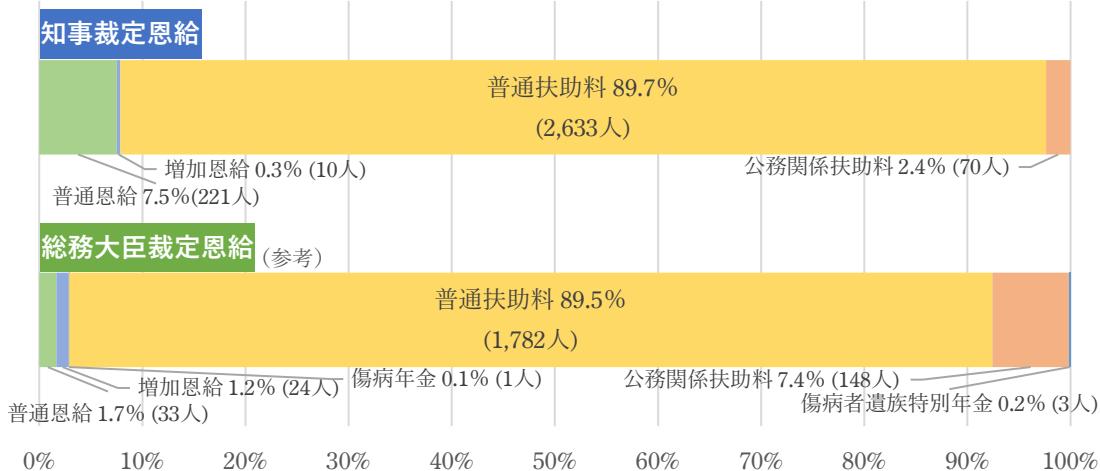


## 2 恩給種類別の受給者数・割合（第2図参照）

恩給種類別では、普通扶助料受給者が最も多く2,633人（恩給受給者全体の89.7%）、次いで普通恩給受給者が221人（同7.5%）となっています。

総務大臣裁定恩給と比較すると、知事裁定恩給の方が普通恩給受給者の割合が高く、公務関係扶助料受給者の割合は低くなっています。

第2図 知事裁定恩給の恩給種類別の受給者数・割合

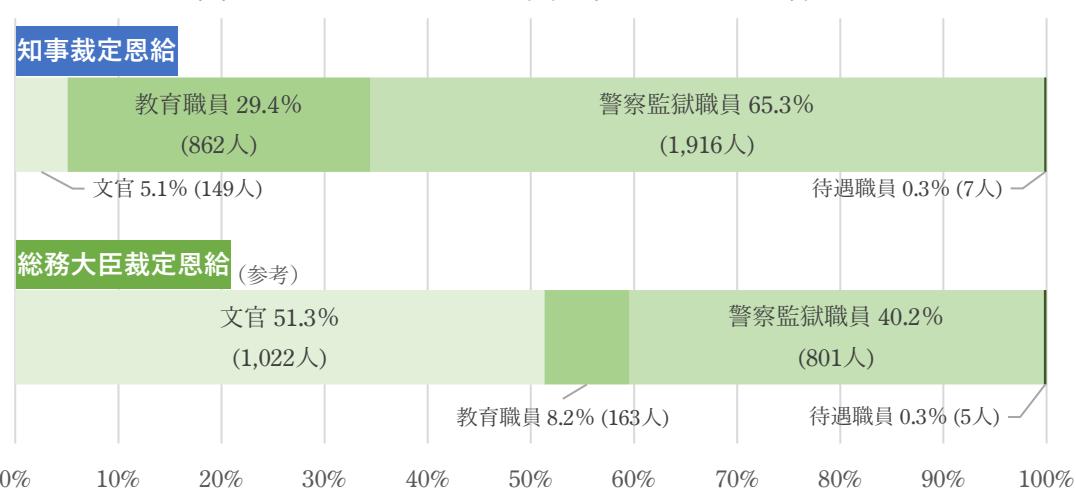


## 3 公務員の種類別の受給者数・割合（第3図参照）

公務員の種類別では、警察監獄職員が最も多く1,916人（恩給受給者全体の65.3%）、次いで教育職員が862人（同29.4%）、文官が149人（同5.1%）となっています。

総務大臣裁定恩給と比較すると、知事裁定恩給の方が教育職員と警察監獄職員の占める割合が高く、文官の占める割合は低くなっています。

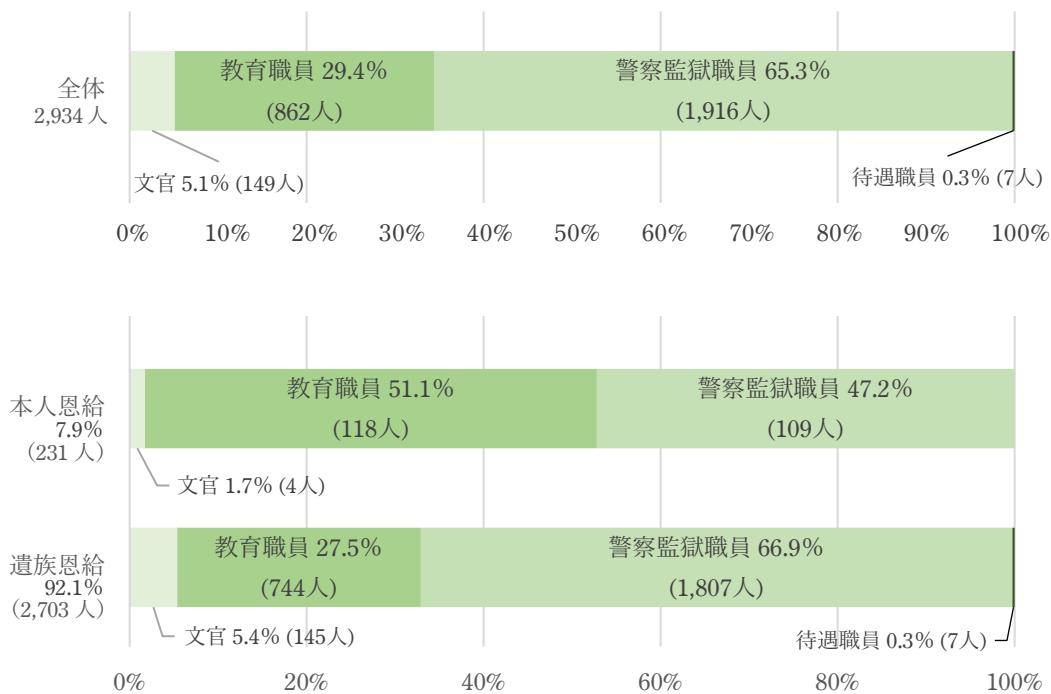
第3図 知事裁定恩給の公務員の種類別の受給者数・割合



#### 4 公務員の種類別・本人恩給遺族恩給別の受給者数・割合（第4図参照）

恩給受給者数を本人恩給遺族恩給別でみると、本人恩給が231人（知事裁定恩給全体の7.9%）、遺族恩給が2,703人（同92.1%）となっています。

第4図 公務員の種類別・本人恩給遺族恩給別の受給者数・割合



※ なお、掲載の数値の基本となる恩給統計表は  
[「統計調査等業務の最適化に基づく恩給統計概要」](#)（総務省ホームページ内）  
からリンクを貼っておりますので、御利用ください。